

○久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 180 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市が設置し、又は管理する道路用地の中に列状に植栽した樹木及びそれ以外の形態で植栽した樹木(以下「街路樹等」という。)の管理、選定等に関し必要な事項を定めることにより、潤いや安らぎ、自然の保全や安全、防災等の様々な効果をもち、市民生活に恩恵をもたらす街路樹等を適正に管理、選定等を行い、もって環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

(街路樹等の管理)

第 2 条 市が行う街路樹等の管理は、地域の生態系、樹木の生育状況、景観、安全等を考慮し適正に行わなければならない。

- 2 街路樹等の病虫害駆除は、可能な限り化学薬品等の使用を避けるものとする。
- 3 枝等の剪定及び病虫害の駆除のための枝落しは、最低限必要な範囲とする。

(街路樹等の選定)

第 3 条 市は新たに街路樹等を選定する場合は、地域の生態系、景観、安全、将来の街路樹等が与える影響等を考慮し、関係機関と協議した結果について久喜市環境審議会の意見を聴いて選定するものとする。

- 2 市が新たな街路樹等の選定に伴い関係機関と協議する場合は、当該街路樹等を植栽する道路用地に面する住民の意見を聴取する機会を設け、前項の考慮する事項に反しない限り、その意見を取りいれるように努めなければならない。

(責務)

第 4 条 何人も街路樹等をむやみに傷つけ、又は工作物等を掲げてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の工作物等の取付けについては、この限りでない。

- (1) 法令に特別の定めがある場合
 - (2) 地域活性化に用いる工作物等でやむを得ない場合
 - (3) 地域環境の整備に用いる工作物等でやむを得ない場合
- 2 道路用地内において、安全管理その他の理由で市長が認めたものを除き、街路樹等の育成を阻害するおそれがあると市長が認めた工作物については、工作物の所有者は除去に努めなければならない。

(伐採、除去等)

第5条 市は、安全管理その他の理由でやむを得ないと認める場合は、街路樹等の伐採、除去等を行うことができる。

(関係機関への要請)

第6条 市は市内において街路樹等を設置し、又は管理する機関に対し、この条例の主旨に基づき第2条及び第3条の規定を尊重するよう求めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。